

氏名	沼尻 政徳
学位の種類	博士（文学）
報告番号	甲第347号
学位授与年月日	2013年9月30日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号） 第4条第1項該当
学位論文題目	清末主要職官にみる伝統と近代のはざまー中央における制度・人物・ 政治ー
審査委員	（主査）上田 信 深津 行徳 川島 真（東京大学大学院総合文化研究科准教授）

# I 論文内容の要旨

論文名…清末主要職官にみる伝統と近代のはざまー中央における制度・人物・政治ー

## (1) 論文構成

序

第1部 辛酉政変と清朝

第1章 辛酉政変について

はじめに

1. 奕訢(咸豊帝)即位と咸豊年間の状況

1-1 奕訢の即位

1-2 咸豊年間における政治状況ー奕訢・肅順を中心にー

2. 辛酉政変の経過ー奕訢の熱河出鑾からー

小結

第2章 辛酉政変による清朝の変化ー辛酉体制(仮称)下における清朝ー

はじめに

1. 中国史における政治システム観ー厳復から見たー

2. 清朝末期の政治を考えるためにーその構成要素

3. 清朝の人事システムと辛酉体制

4. 「辛酉体制」の時期をどのように考えるか

小結

第2部 清朝中央機関と人材起用

第3章 御前大臣について

はじめに

1. 侍衛制度と御前大臣

1-1 清代における侍衛制度

1-2 『嘯亭雜録』『大清会典』『清史稿』に見る御前大臣

1-3 御前大臣の職掌ー『清実録』からー

2. 咸豊期における御前大臣

2-1 歴代御前大臣の概況

2-2 咸豊年間の御前大臣

3. 歴代御前大臣に見るその傾向

3-1 皇族(宗室)出身の御前大臣

3-2 蒙古王公

3-3 満洲旗人

3-4 蒙古旗人

3-5 軍機大臣経験者

小結—清代の御前大臣

#### 第4章 軍機大臣について—咸豊末年の「贊襄政務王大臣」を考える—

はじめに

##### 1. 制度上の軍機大臣

1-1 軍機処の成立

1-2 軍機処に関する規定

1-3 清代行政システムにおける軍機処

—議政王大臣会議・内閣・六部・御前大臣—

##### 2. 咸豊期の軍機大臣

2-1 辛酉政変時における軍機大臣

2-2 咸豊年間における軍機大臣と案件処理

##### 3. 歴代軍機大臣について—軍機大臣と兼銜—

小結

#### 第3部 清末中央における対外機関

#### 第5章 総理衙門の再検討

はじめに

##### 1. これまでの総理衙門研究

1-1 清末における政治外交史・制度史に関する研究について

1-2 総理衙門に関する研究

##### 2. 総理衙門の組織—設立過程と併せて

2-1 総理衙門の設立

2-2 総理衙門の組織をめぐる問題

2-3 清朝の規定における総理衙門

2-3-1 ここで用いる史料について

2-3-2 総理衙門の組織

##### 3. 総理衙門大臣への起用とその兼任状況について

##### 4. 総理衙門と「洋務」——総理衙門の清朝内における位置

小結

#### 第6章 総理衙門から外務部へ

はじめに

##### 1 改組への過程

1-1 義和団事変まで

1-2 外務部成立まで

##### 2. 外務部の組織

##### 3. 外務部上層部における人材起用

小結

総結

## 脚注

### 資料編

御前大臣表

軍機大臣表

総理各国事務衙門王大臣一覧

外務部大臣・侍郎一覧

### 参考史料・参考文献

#### (2) 論文の内容要旨

本研究は、19世紀後半における清朝中央政治の構造の一端を解き明かそうとする試みである。本研究は政治の実態を分析するために、行政機関に起用された人物を検討し、人材起用の側面から制度と政治とを架橋することを目指している。また、清朝の特徴として官職の兼任が多いことを指摘して、その実態を詳細に分析する。制度・人物・政治の関連を解明するために、1861年に起きた清朝中央政府におけるクーデターである辛酉政変に着目する。

第1部「辛酉政変と清朝」では、辛酉政変の政治状況を記述するとともに、このクーデターを契機に成立した政治システムを「辛酉体制」と命名して分析を加える。第1章では、クーデターの状況を論述する。辛酉政変は、アロー号戦争の末期という政治状況下で、咸豊帝の死後、西太后などが、先帝の弟である奕訢(恭親王)と結んで、先帝の遺詔をうけた8人の大臣を処分し政権を奪ったクーデターであったとする。第2章では、この政変によって変化した清朝中央の政治体制を「辛酉体制」とした。その体制は①幼帝が即位する状況にあってそれを補佐する、②太平天国などの国内の混乱を抑えるために漢人官僚を起用する、③軍備増強や制度改革を行う、④西洋型国際関係へ対応する、といった課題に応えようとした。光緒新政の開始される1901年までを、その画期とした。

第2部「清朝中央機関と人材起用」では、政変で打倒された勢力が務めていた御前大臣や、奕訢が政変後に就いた軍機大臣といった官職を、人材の側面から検討する。第3章では、御前大臣を分析する。その職掌として皇帝近侍の侍衛を束ねるほか、官員の引見、奏事処の管轄を行うといったものがある。乾隆年間までは御前大臣を務めた人物が軍機大臣を兼任する事例が多く見られることを指摘する。第4章では軍機大臣を、その成立時にさかのぼって検討を加える。乾隆年間までは臨時機関としてとらえられ、内閣大学士や六部尚書・侍郎との兼任であり、専任の官員はいない。嘉慶年間に変化が生じ、皇族の起用という事例があらわれる一方、政変の前夜において軍機大臣となった人物に内閣大学士が含まれていないなど、地位が低下していたことを指摘する。辛酉政変後は、軍機処が廃止される1911年まで、筆頭軍機大臣を皇族が務めるという状況が継続していた。

第3部「清末中央における対外機関」では、辛酉体制において設置された総理各国事務衙門・外務部という対外機関の設置の検討を行う。第5章では総理各国事務衙門に検討を加え、総理衙門大臣は軍機大臣や六部尚書を務めていた人物が兼務し、専任の大臣はいな

かったとする。第6章では、義和団事変の後に成立した外務部に検討を加え、皇族を総理外務部事務とし、軍機大臣が会辦大臣として外務部尚書の上にあるという新形態の機関が誕生した。兼任が減少し、外務部の内部での昇官が行われるキャリアアップパターンが規定されるなど、継続的な外交専門家の育成が目指されていたとする。

総結において、本研究が清の中央主要機関における人物の起用の状況を見ていくことで、歴史において政治史と制度史をどのように結びつけるのかという課題に対するひとつの解答を示したとする。

## II 審査結果の要旨

中国近代政治史、とりわけ制度史の研究は、『清国行政法』(1915年刊行)を起点として、制度と政治との関係をいかに捉えるかという課題が立てられ、研究が展開されてきた。本研究は、この政治史研究のいわば本流のなかで、制度と政治とを架橋する人材起用という斬新な視点、またしばしば政治的な言動と思われがちな内容を、制度やその施行細則を詳細に調べることで別の解釈の地平が開けることを提起している。この人物や詳細な制度を把握するために『実録』など膨大な史料を精査し、静態的な制度と動態的な政治との関係を論じ、精度の高い成果を上げている。

第1部では、清朝が近代と直面せざるを得なくなった時点で発生した辛酉政変に着目し、このクーデターを起点に始まる清朝中央政治システムの変容プロセスを、「辛酉体制」という新たな枠組みを提起することで分析しようとする。クーデターによって打倒された勢力と、新たに政権を担う勢力との相違を、就いていた官職と任官の状況を比較することで、明確に示すことに成功している。従来は西太后の専横として描かれることが多い政治状況を、明確な画期を持つ政治体制として全体的に把握する道筋が示され、あらたな研究上の地平を拓いている。

第2部では、辛酉政変の前後で、中央官制において人材起用の面で大きな変化が見られる御前大臣と軍機大臣とを取り上げる。御前大臣については、皇帝の周辺に近づきうることによって生じる政治的な影響力に着目し、人材起用の時代的な変遷をたどり、清朝の政治的な特質を明らかにした。18世紀なかばの乾隆年間まで軍機大臣と兼任する事例が多いなど、重要な指摘がなされている。軍機大臣の分析では、他の中央重要官職との兼任であること、皇族の起用が19世紀初頭の嘉慶年間から始まることなどの指摘が行われている。論証のために作成された諸表は、今後の研究に基盤を用意する業績として評価できる。

第3部では、外国使節の北京常駐という状況に対応するために設けられた総理各国事務衙門を、大臣の起用の状況から分析した。

本論文の功績の1つとして、清朝の末年に皇族がポストを得て、親貴内閣へと向かっているという指摘を挙げることができる。従来の研究では、親貴内閣を保守反動と評価するに止まり、なぜあのような形を取ったのか、という検討はなかった。また、辛酉体制後に兼任が減少するという指摘は、示唆に富む。近年の政治史研究では「制度外から外交が生

まれた」という見解が出されているが、本研究は制度内から中国近代外交が形成された可能性を示している。本研究は、今後の中国近代政治史の研究全体に大きな影響を与える可能性がある。

清朝の中央政治制度は、官職名などは明朝の制度を引き継いでいるように見えるものの、その内実は満州族による中国支配という実情に合わせて運用されるとともに、御前大臣や軍機処などの独自の制度が加えられている。さらに清朝の全期間を通じて、その時々の政治的課題に対応するために、制度の運用や人材の登用において、常に改変が加えられてきた。本研究ではこの複雑な過程を、重要官職への人材登用に着目し、人物の出身や経歴、兼任などの実態を追跡すること、また制度やその運用を詳細に解明することによって、これまでの研究史に疑義を呈することができることを明らかにした。これらの成果は、今後の研究に対しても大きな指針を与えるものである。